

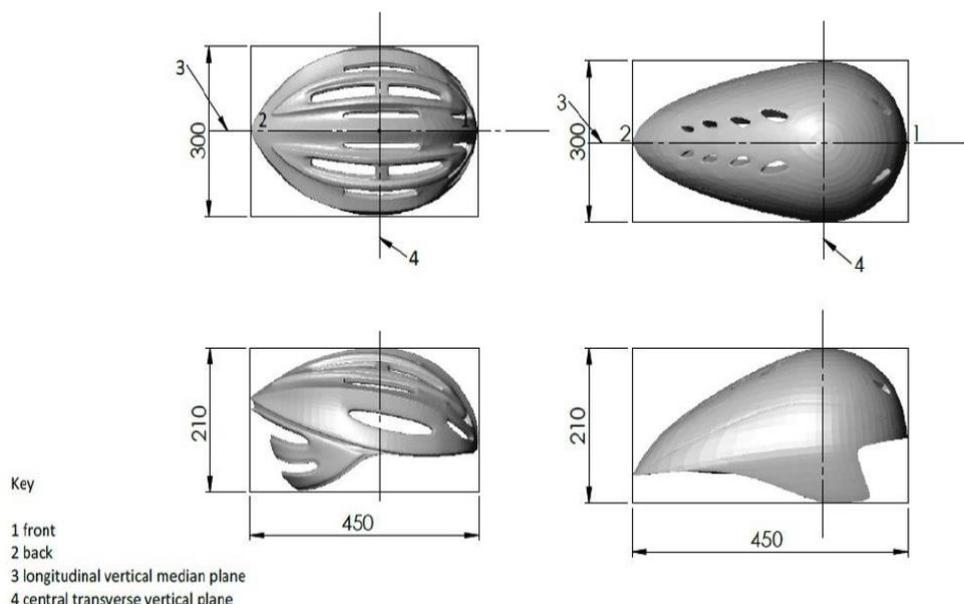
第1部－8（第5章） 自転車およびオートバイ

第50条(ヘルメット)

ヘルメットは、硬質な帽体をもつフラット・ヘルメットと、もたないストラップ・ヘルメットに分類する。フラット・ヘルメットは、以下の条件を備えたもので、本連盟の公認した「JCF APPROVED」の標示のあるもの、および「JKA」の認定のものに限る。

1. 構造および形状

- (1) ヘルメットの規格は、UCI 規則の該当条項に準ずることを原則とする。
- (2) ヘルメットは、帽体の内側に衝撃吸収ライナおよび装着体を内装し、衝撃エネルギーを吸収して頭部への衝撃を緩和する構造を有し、着用者の頭部を完全に保護する設計で、特に内部は着用者の頭部を傷つける可能性のある堅い物質がないこと。またヘルメットが脱げることを防ぐために保持装置（あごひも）を取付ける。帽体と衝撃吸収ライナは容易に分離しないこと。
- (3) ヘルメットの重量は、2kg 以下であること。
- (4) 外形最大寸法基準は以下のとおりとする。



- 1 前面
- 2 後方
- 3 縦方向垂直中央面
- 4 中央垂直横断面

- (5) 正常の状態を着用した場合に、次の各号を満足すること。
 - ① 頭部によくないしみ、不快感を与えないこと。
 - ② 左右の視野は 105 度以上あること。
 - ③ 著しく聴力をそこねたり、走行中に振動や騒音を発しないこと。
 - ④ 内部は夏期のむれ、冬期の冷えなどに充分考慮してあること。
- (6) 帽体は強固な一体となったかく(殻)体で、次の各号に適合すること。
- (7) 帽体の表面は、滑らかで継ぎ目がなく、縁は丸味をもっていること。
 - ① スナッフその他の堅い突起物は、帽体表面から、5mm 以上突出していないこと。

- ① リベットの頭は 2mm 以上突出していないこと。
 - ② 空気抵抗を減じるための特別の形状をしていないこと。
 - ③ 十分な深さがあること。
 - ④ 設計あるいは形状において、変更されたり、要素が付加されたり除去されたりして
いないヘルメットのみを使用すること。ヘルメット製造者により承認された付属品
のみ使用が許される。
- (8) 衝撃吸収ライナーは、帽体内面に密着するよう内装し、衝撃を受けた場合に衝撃
エネルギーを吸収し、着用者の頭部を保護すること。さらに、日本人の頭部形状
になじむ内部形状をしていること。
- (9) あごひもは耳の前後をY字型に通じ、かく体と衝撃吸収体から容易に分離しない
こと。
- (10) 外観は次の各号に適合すること。
- ① 帽体および金属類は、傷、ひび、まくれ、さび、はく離などの欠点のないこと。
 - ② 衝撃吸収ライナーおよび装着体の各部には、傷などの欠点がないこと。
- (11) 材質
- ① 帽体の材質は、ガラス繊維、ポリエステル樹脂その他とし、耐水性、耐熱性、耐寒
性および耐候性を持つこと。
 - ② 衝撃吸収ライナーは、硬質の発泡スチロールまたはこれと同等以上の品質の材
質とし、ぜい化、膨潤、軟化等の変化がないこと。
 - ③ あごひもおよび装着体は、丈夫であって、かつ、ぜい化、膨潤、軟化等の変化が
ないこと。
 - ④ 金属類は耐蝕性のあるもの、または、さび止め処理を施してあること。
2. 衝撃吸収性能、強度、および試験方法は、別に定める基準による。
3. 製品に製造年月および生産国の表示があること。
4. (1) マウンテンバイク・ダウンヒル、BMX に使用するヘルメットは別に基準を定める。
(2) マウンテンバイク・クロスカントリー、シクロクロスにおいてはバイザーの使用を認め
る。
(3) ヘルメット後部の突き出しが長く転倒時に首に負担がかかるおそれのある
もの、耳を完全に覆って外部の音が聞きづらくなるおそれのあると認められ
るもの等については、「タイムトライアル系競技においてのみ使用できるも
の」として認定されることがある。当該ヘルメットは上記の理由から、タイ
ムトライアル競技中以外の使用は推奨されない。
5. 本連盟は、UCI プロチーム、UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チームとプロフェッ
ショナル競技者として現に契約している者に対して、本条項の主旨を損なわない範囲
において標示について例外を認めることができる。例外の適用を受けて大会に参加し
ようとする競技者は、予め本連盟に申請し、本連盟の発行した書状を大会時に持参し
なければならない。

※2023年5月1日改訂